

令和4年度 系統用大規模蓄電池導入促進事業



～事業説明～
Ver1.3

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)



事業概要 1

■助成対象事業

大規模蓄電池を活用し、再生可能エネルギーの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する事業

■助成対象事業者

都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人（ただし、一般送配電事業者を除く）

■助成対象設備

東京電力管内の電力系統に直接接続する蓄電システム

■助成率・助成上限額

助成率	上限額
・助成対象経費に助成率(4/5)を乗じて得た額 ※国等の補助金等と併給する場合であっても、合計4/5以内	25億円

国等の補助金と併給する場合、(助成対象経費×4/5) - 国等補助金 となります。



事業概要 2

■主な助成要件

- ・ 電力系統側への定格出力が1,000kW 以上の設備であること
- ・ 都の要請に応じて、電力需給ひっ迫時における東京電力管内への電気の供給に努めること
- ・ 法令、規程、東京電力との系統連系協議等に基づいた適切な対策等を実施するもの 等

■事業期間

令和4年度から令和7年度まで（助成金の申請は令和5年4月10日まで）

■スケジュール

- ・ 令和4年9月21日 実施要綱公表
- ・ ~令和4年12月上旬 相談期間
- ・ 令和4年12月1日~令和5年1月13日 事前受付期間
- ・ 令和5年3月1日~令和5年4月10日 申請期間
- ・ 令和5年4月上旬~ 審査・交付決定

■令和4年度予算額

48億円



スケジュールについて 1

事前受付期間 令和4年12月1日～令和5年1月13日

⇒提出書類は交付要綱別表第2や手引きの提出書類一覧を参照してください。一般送配電事業者への接続検討申込書(写し)の提出の他、予定する蓄電池の規模情報、金額の概算等を合わせて提出してください。

申請期間 令和5年3月1日～令和5年4月10日

⇒提出書類は交付要綱別表第3や手引きの提出書類一覧を参照してください。上記接続検討申込の回答(写し)と各申請書類を提出してください。

申請から交付決定までは2～3か月を見込んでいます。交付決定後に工事契約等に進んでください。審査は申請数が少ない企業から進めます。

なお、事前受付期間に提出が無かったものは申請対象外となります。

原則1社で複数申請も可能です。申請予定で接続検討の申込ごとに事前受付申請書(第1号様式)を作成し、全て事前受付期間中に提出してください。実現性などを理由に事前受付から申請までの間に取止めとなっても問題ありません。

ただし、申請期間において予算額を超える申請があった場合は、1社当たりの交付決定件数を制限する場合がありますので予めご了承ください。



スケジュールについて 2

■事業期間 令和4年度から令和7年度まで

令和7年9月30日(17時必着)までに実績報告書を提出してください。各工事、支払い、系統への接続・連係や運転開始等全ての完了が必要となるので、事業期間内に終える計画を立ててください。なお、年度ごとの報告は不要です。全て終了した段階で実績報告書を提出してください。

事業期間を超える工事予定は申請の時点で対象外となります。なお、設備の納品が間に合わなかったり工事期間延長等で締切りまでに実績報告書を提出できなかったものは原則交付決定取消しとなりますのでご注意ください。



予算について

■令和4年度**予算額** 48億円

申請が予算を超過した場合は、要件を満たすもの全てで按分を行います。按分した結果、最大4/5の助成率が減少する可能性もあります。また、1社当たりの交付決定件数を制限する場合がありますので予めご了承ください。計算例は以下のとおりです。

例1) 申請件数の合計額が予算48億円以内だった場合

- ・ 助成対象経費7.5億円の申請
→ 助成金額 = $7.5\text{億円} \times \text{助成率}4/5 = 6\text{億円}$

例2) 申請件数の合計額が予算超過し総額72億円だった場合

- ・ 助成対象経費7.5億円の申請
→ 助成金額 = $7.5\text{億円} \times \text{助成率}4/5 \times 48\text{億円} / 72\text{億円} = 4\text{億円}$

予算超過を理由に交付決定額が申請額から下がる場合、交付決定前に事業者¹に事業継続又は取下げの意思確認を行い判断いただく予定です。辞退者の分の金額は継続する事業者間で調整を行う予定です。

なお、次回募集は未定です。



助成対象設備について

■主な要件

- ・ 電力系統側への定格出力が1,000kW 以上の設備であること
⇒蓄電池の容量に制限はありません。
- ・ 都の要請に応じて、電力需給ひっ迫時における東京電力管内への電気の供給に努めること
⇒基本的には国や電力会社の要請に応じていただきますが、都独自に要請する場合は事前に連絡するものを想定していますのでご協力ください。
- ・ 法令、規程、東京電力との系統連系協議等に基づいた適切な対策等を実施するもの

蓄電池本体、システム全体の国内・海外メーカーの指定や、電池の種別の指定はありませんが、詳細要件については実施要綱・交付要綱・手引きをご確認の上選定ください。

ただし、過去に事故を起こしたメーカーの製品を使用する場合は、事故の原因と対策を示した資料を提出してください。



助成対象経費について 1

■助成対象経費（設計費）

- ・ 実施設計費（基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業費）

<助成対象外の例>

- ①基本設計費
- ②事前調査費

※詳細は手引きを参照してください。



助成対象経費について 2

■助成対象経費（設備費）

・蓄電システムを構成する設備費

①蓄電池部（リチウムイオン、NAS、レドックスフロー、鉛等）

②蓄電池部制御部分

③電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）

④蓄電システム制御装置（計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの）

⑤付帯設備（空調設備、筐体、分電盤等）

※筐体は、蓄電池部、蓄電池部制御部分、電力変換装置、蓄電システム制御装置、計測・表示装置のいずれか又は複数を収納するコンテナ等に限る。

※空調設備は、蓄電システム専用であり、かつ稼働に必要不可欠なものに限る。

⑥その他蓄電システムに必要不可欠なもの

<助成対象外の例>

①土地の取得及び賃借料（リース代）

②中古品

③予備品



助成対象経費について 3

■助成対象経費（工事費）

- ・ 機械基礎工事（ただし、必要最低限の工事のみ）
- ・ 法令で定められている必要不可欠な工事（ただし、土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は対象外とします。）

<助成対象外の例>

- ①機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事、フェンス工事）
- ②既設構築物等の撤去費、移設費、処分費
- ③植栽及び外構工事費



その他 1

■注意事項

- ・ 交付決定前の工事着工はNGです。判明した場合交付決定取消し又は不交付決定となります。
- ・ 事業開始後は活用状況の報告を3年間行ってください。
- ・ 処分制限期間の6年間事業を継続してください。
- ・ 交付決定後に助成対象事業者の都合で廃止・辞退する場合は、次回以降の応募を制限する等ペナルティが生じる可能性があります。
- ・ 要件審査にて交付決定を行います。採点審査は行いませんので、以下項目等による順位付・採点上位案件からの交付決定等はありません。
①設置規模の大小 ②早期運用 ③設置場所（都内・都外）等
- ・ リース又はエネルギーサービス事業等により助成対象設備の所有者と使用者が異なる場合は、両者が共同で申請してください。原則として設備所有者＝助成対象事業者、設備利用者＝共同申請者となります。



その他 2

- ・ 申請書類の交付申請期間の変更は原則認められません。確定した情報でご申請ください。未定の情報が多い場合不交付決定となる可能性があります。
- ・ SPCでの申請の場合、交付申請までに設立させて申請をしてください。別の事業者が交付申請を行い、SPCへ承継するスキームは認められません。
- ・ 交付決定後にSPCの出資比率を変更する場合、内容に応じ助成事業計画変更申請書（第13号様式）の提出が必要となる場合があるので事前にご相談ください。なお申請途中の変更は原則認められません。
- ・ 処分制限期間の間に主たる出資者の変更は原則認められません。事業者都合での変更の場合は審査のやり直しや交付決定取消の可能性もあります。
- ・ 提出に必要な各書類は交付要綱や手引きを予めご確認ください。
- ・ 公社が指定する申請様式（第〇号様式）は基本的にハンコレスです。
※例外として印鑑証明を求める書類がありますので様式をご確認ください。
- ・ 各申請書類の「電子データ一式」とはメールで提出するデータ（PDF等）そのものを指します。